

# 京都市生物多様性ポータルサイトの構築業務 プロポーザル説明書

## 1 目的

本市では、これまで京都市生物多様性ポータルサイト「京・生きものミュージアム」を運用してきた。

令和3年3月に策定した「京都市生物多様性プラン（2021～2030）」に基づき、京都市生物多様性ポータルサイトの内容をリニューアルし、WEBサイトを新たに構築する業務を委託するに当たり、十分な能力、技術、経験を有し、業務を適切に遂行することができる事業者を選定するため、プロポーザルを実施するものである。

## 2 委託業務の内容

- (1) 件名  
京都市生物多様性ポータルサイトの構築業務
- (2) 委託期間  
契約締結日から令和4年3月31日まで
- (3) 委託内容  
別添「仕様書」のとおり

## 3 契約上限額

7,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

## 4 プロポーザルの参加資格

応募の資格者は次の要件を満たす者とする。

- (1) 本市の競争入札参加有資格者名簿に登録されていること、又は京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者であること。
- (2) 提案書類の提出の日から受託候補者選定結果の通知の日までの間において、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしたものにあつては更生計画の認可がなされていないもの、又は、民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の申立てをしたものにあつては再生計画の認可がなされていないものでないこと。
- (4) 過去5年間にポータルサイト制作の実績を有し、その業務経験を有する者を統括責任者として配置できること。統括責任者は本業務を実質的に担当するものとし、業務完了まで特別な事情がない限り変更することができないものとする。
- (5) プライバシーマーク制度又は情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度（ISMS）などによる情報セキュリティに関する資格を有していること。

## 5 応募手続

当該プロポーザルに応募するものは、次の(1)~(5)のとおり、応募手続を行うこととする。

### (1) 参加表明書

プロポーザルへの参加を希望する者は、令和3年5月24日(月)午後5時までに、参加表明書(様式1)を電子メールにて提出(印不要、受信を確認すること)し、後日、文書1部を持参又は郵送すること。

### (2) 提案書類

応募者は、以下ア~ウに示す書類を提出すること。いずれも正本1部、副本5部の合計6部を提出すること。

#### ア 企画提案書

仕様書の「4 業務内容」について、企画提案書(様式2)に従い提案すること。提案内容を補足するための参考資料を添付することもできる。

#### イ 見積書

「ア 企画提案書」に記載する内容に基づく見積書とその内訳を作成すること。様式は任意とする。

#### ウ プロポーザルの参加資格を証明する書類

「4 プロポーザルの参加資格」(5)の情報セキュリティに関する資格証明書を提出すること。また、「4 プロポーザルの参加資格」(1)に関して、本市の競争入札参加有資格者名簿に登録されていない場合、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有することを証明する書類を提出すること。

### (3) 提出方法

応募者は、郵送又は持参にて提出すること。

### (4) 提出期限

令和3年6月10日(木)午後5時

受付時間は、開庁日の午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、上記提出期限の消印有効とし、その場合、提案書類を電子化したものを提出期限までにメールで送付し、受信の確認をすること。

### (5) 提出先

「10 問合せ先及び書類提出先」に記載のとおり

### (6) その他

ア 本業務において使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

イ 提案書類の提出やプレゼンテーション実施等の契約の締結までにかかる全ての費用は応募者の負担とする。

ウ 提案書類については、本業務の受託候補者決定のためのみに使用し、他の目的には無断で使用しない。

エ 提案書類は返却しない。また、提出後の変更、差替え及び再提出は認めない。

オ 提案書類について、必要に応じて電話等でヒアリングをすることがある。

カ 提案書類に虚偽の記載をした場合は無効とする。

キ 提案書類については、京都市情報公開条例に基づく公文書公開請求があった場合、公開することがある。

## 6 質問及び回答

質問及び回答の方法は、次の(1)～(4)のとおりとする。

### (1) 質問方法

本要項に関する質問は文書（様式自由）で受け付けることとし、直接持参、電子メール又はFAXで提出することとする。

なお、電子メール又はFAXの場合は、提出後、電話で担当者に受信を確認すること。

### (2) 質問受付期限

令和3年5月24日（月）午後5時

### (3) 提出先

「10 問合せ先及び書類提出先」に記載のとおり

### (4) 質問及び回答の公表

全ての質問及び回答については、京都市情報館に質問者を特定できる情報を削除したうえで、令和3年5月31日（月）までに速やかに公表する。ただし、やむを得ない事情により回答が遅れる場合は、全ての質問者に電子メール又はFAXで連絡する。

なお、回答はプロポーザル説明書と一体のものであり、同等の効力を有するものとする。

## 7 受託候補者の選定方法

### (1) 審査

提出された提案書類の内容について、応募者のプレゼンテーションを実施し、本業務の受託者として最も適した候補者（以下「受託候補者」という。）を選定する。プレゼンテーションは、提案書類をもとに20分以内で行うこととし、その後質疑応答の時間を10分程度設ける。プレゼンテーションの日時、場所等の詳細については、提案書類の提出後速やかに通知する。プレゼンテーションに当たっては、パソコン等を用いることができる（本市準備物：プロジェクタ、スクリーン、VGAケーブル等）。

なお、応募多数の場合は、提案書類による一次審査（書面審査）を行い、優秀と認められる上位3者を選定する。また、プレゼンテーションに参加しなかった者、又は指定の時間に遅刻した者は、やむを得ないと認められる場合を除き、選定の対象外とする。

### (2) 審査項目及び審査基準

審査項目	審査基準	配点
デザイン性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 目的を十分に理解したコンセプトとなっているか。</li><li>・ トップページが分かりやすいデザイン及びレイアウトになっているか。</li><li>・ サイト構造が分かりやすい構成になっているか。</li><li>・ ユーザーの回遊性を高める工夫がなされているか。</li></ul>	25
機能性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 各コンテンツに適した機能が提案されているか。</li><li>・ ユーザー獲得やサイト活性化のための有効な工夫が提案されているか。</li><li>・ 本市及びユーザーが利用しやすい工夫がなされているか。</li><li>・ ユーザーを積極的につなぎ合わせる工夫がなされているか。</li><li>・ 動画等のコンテンツを増やすための拡張性を有しているか。</li></ul>	25

セキュリティ対策	・本市が求めるセキュリティ対策は全て講じられているか。 ・不正プログラムや不正アクセス等への対策について具体的な提案がなされているか。	10
実施体制	・業務の実施体制（スケジュール，人員配置数，担当者の経験等）は適切か。	10
業務実績	・ポータルサイトの構築を任せられる十分な実績を持っているか。	10
見積金額	(全応募者中の最低見積金額)/(各応募者の見積金額) ×10点 (小数点以下は切捨て)	10
市内貢献	京都市公契約基本条例第2条第1項第3号に規定する京都市内の中小企業又は京都市内に活動拠点を有する団体等であるか。	5
環境マネジメントシステム	・ISO14001 又は KES ステップ2 を取得している：5点 ・KES ステップ1 を取得している：2.5点	5
合計		100

### (3) 受託候補者の選定

京都市生物多様性ポータルサイトの構築業務受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）において、(2)の各項目及び各基準に基づき審査を行い、最終の審査点が満点の6割以上である者のうち、最も順位の高かった者を受託候補者として選定する。

また、最終の審査点が最高となる者が2者以上となった場合においては、デザイン性と機能性の審査点の合計が高い者を受託候補者として選定することとし、その合計が同点である場合は、くじ引により受託候補者を選定する。

ただし、受託希望者が1者の場合にあっては、最終の審査点が満点の6割以上であることを条件とし、かつ委員会において本業務の受託候補者として適切と判断された場合に受託候補者として選定する。

### (4) 選定結果通知

選定結果は、応募者に対し、プレゼンテーション及び審査後1週間以内に書面で通知する。選定結果の通知が、やむを得ない事情により遅れる場合には、全ての応募者に電話又はFAXにより連絡する。

なお、通知内容に疑義があり、理由の説明を求める場合は、選定結果の通知が届いてから土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く5日以内に、書面により説明を求めること。その際、様式は任意とし、京都市環境政策局環境企画部環境管理課に提出すること。

## 8 契約に関する基本的事項

受託候補者の提案内容を基に、次の(1)～(9)について受託候補者と協議のうえ、京都市が契約書を作成し、受託候補者と契約を締結する。

### (1) 契約金額

契約金額は、受託候補者の提示価格に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

### (2) 契約内容

契約内容は、仕様書、企画提案書及びプレゼンテーションの内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。ただし、提案内容は、実施できることを確約したものとみなす。

### (3) 契約期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

(4) 特約事項

企画提案内容の実現に係る費用は、全て受託者の負担で行うこととする。

(5) 再委託の禁止

受託者は、原則、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本市が承認した場合はその限りではない。

(6) 契約保証金

免除する。

(7) 成果物の納入及び委託料の支払

受託者は、成果物を本市に納入する。本市は、成果物について検査を行い、検査に合格した成果物の引渡しを受けたときは、受託者の請求により、委託料を支払う。

(8) 進捗管理

本市は、適宜、進捗状況について評価を行う。その結果、契約の目的を達成することができないと判断したときは、途中で契約を解除することができる。ただし、利用可能な成果物があるときは、その成果物を検査のうえ、検査に合格した成果物の引渡しを受けられることがある。そのときは、その成果物に相応する委託料を支払うものとする。

(9) 契約不適合責任

ア 本市は、納入された成果物が契約内容に適合しない場合（種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない）、適合しないことを知った時から1年以内に受託者にその旨通知し、かつ相当の期間を定めて履行の追完を催告した場合に限り、履行の追完を請求することができる。

イ 前項の催告にもかかわらず、本市が定めた期間に受託者が追完しない場合、本市は、受託者に対し不適合の内容に応じた代金の減額を請求できる。

ウ 上記ア及びイは、本市による損害賠償請求（第三者に及ぼした損害を含む。）又は契約の解除を妨げない。

9 スケジュール

公募開始	令和3年5月10日
参加表明書の提出期限	令和3年5月24日
本件に対する質問の提出期限	令和3年5月24日
提案書類の提出期限	令和3年6月10日
プレゼンテーション及び審査	提案書類の提出期限後、1週間以内
受託候補者の決定	プレゼンテーション及び審査後、1週間以内
選定結果の通知	受託候補者の決定後、1週間以内
提案を踏まえた仕様等の協議	選定結果の通知後、2週間以内
契約締結	提案を踏まえた仕様等の協議後、1週間以内

10 問合せ先及び書類提出先

京都市環境政策局環境企画部環境管理課（担当：藤田、宮田）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 分庁舎地下1階

電話：075-222-3951 FAX：075-213-0922

電子メールアドレス：[k-kyosei@city.kyoto.lg.jp](mailto:k-kyosei@city.kyoto.lg.jp)